

岩手県告示第906号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成28年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市三陸町内（国道45号三陸沿岸道路吉浜道路）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年12月5日から平成29年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（道路基準点測量）